

○国立大学法人お茶の水女子大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領

平成28年3月25日

制定

改正 平成29年3月27日

令和4年3月29日

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の役職員（非常勤職員を含む。以下「役職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」という。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者全てとする。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯等を制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及

び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、役職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

3 この要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、役職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）

(2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

(3) 費用・負担の程度

(4) 本学の規模、財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、次に定めるとおりとする。

(1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。

(2) 総括監督責任者 総務を担当する副学長をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、役職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(3) 監督責任者 監督責任者は別表に定めるとおりとし、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における障害者差別

解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。

- (4) 監督者 監督者は別表に定めるとおりとし、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。

(監督者の責務)

第5条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われぬよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する役職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する役職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 役職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第7条 役職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じ、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図等障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思わ

れる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

(障害学生支援委員会)

第8条 障害者差別解消の推進に関する事項を審議するため、国立大学法人お茶の水女子大学障害学生支援委員会（以下「障害学生支援委員会」という。）を置く。

2 障害学生支援委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(相談体制の整備)

第9条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次のとおりとする。

- (1) 学生相談室（障害学生支援相談窓口）
- (2) 保健管理センター
- (3) ハラスメント等人権侵害相談室
- (4) 学長が指名する役職員

(紛争の防止等のための体制の整備)

第10条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るため、国立大学法人お茶の水女子大学障害者差別事案解決委員会（以下「障害者差別事案解決委員会」という。）を置く。

2 障害者差別事案解決委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(役職員への研修・啓発)

第11条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、役職員に対し、次の各号に定める研修・啓発を行うものとする。

- (1) 新たに役職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- (2) 新たに監督者となった役職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- (3) その他役職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第12条 職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則及び国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員就業規則に規定

する懲戒処分等に付されることがある。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

部局	監督責任者	監督者
監査室	学長	監査室長
事務組織の各課	副学長 (事務総括)	各課長 (ただし、専任課長を置く分野については、副学長 (事務総括) は専任課長を当該分野を担当する職員の監督者に指名することができる。)
学部	各学部長	各学科長
大学院人間文化創成科学研究科	研究科長	各専攻長
保健管理センター	所長	所長が指名する者
基幹研究院	基幹研究院長	各系長
各機構	各研究機構長又はサステイナブル社会実装機構長	各研究所長
学内共同教育研究施設	各センター長	センター長が指名する者
附属学校	各校長及び園長	各副校長及び副園長
保育所	施設長	施設長が指名する者
こども園	園長	施設長
上記に掲げる部局に属さない者	学長が指名する者	学長が指名する者

○国立大学法人お茶の水女子大学障害学生支援に関する基本方針

平成28年3月25日

制定

国立大学法人お茶の水女子大学は、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）の理念に基づき、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び国立大学法人お茶の水女子大学憲章等を遵守し、障害の有無や程度によって分け隔てることなく、能力と修学意志を持つ障害のある学生を受け入れ、学長のリーダーシップのもとに役職員一同が、教育研究の水準を維持しつつ、すべての障害学生の修学のために必要かつ適切な合理的配慮を行い、継続的な障害学生支援に努める。

本学は、この基本方針に基づき、次に掲げる具体的な障害学生支援を実施する。

（機会の確保）

- 1 障害学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。また、高い教養と専門的能力が培えるよう、教育及び学術研究の質を維持する。

（情報公開）

- 2 障害のある入学志願者や在学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確化し、広く情報を公開する。

（決定過程）

- 3 障害学生の支援における権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行う。

（教育方法等）

- 4 必要かつ適切な情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価及び心理面・健康面等における合理的配慮を行う。

（支援体制）

- 5 大学全体として専門性のある支援体制の確保に努め、学内関係組織との連携を図る。また、学生・役職員に対し、障害学生支援に関する理解促進・意識啓発を行う。

（施設設備）

- 6 障害学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮する。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。